

<障害福祉分野のロボット等導入支援事業（令和4年度第二次補正予算分）の概要>

1 事業の目的

本事業は、障害福祉の現場におけるロボット技術の活用により、介護業務の負担軽減等を図り、働きやすい職場環境の整備や安全・安心な障害福祉サービスの提供等を推進するため、障害者支援施設事業者等が介護ロボット等の導入を支援することを目的とする。

2 実施主体

障害者支援施設等を運営する都道府県、指定都市及び中核市

3 対象経費、補助率等

- (1) 対象経費：障害福祉分野のロボット等導入支援事業の実施に必要な備品購入費（ロボット等の購入費用に限る。）、使用料及び賃借料（ロボット等の使用に要する費用に限る）、役務費（ロボット等の初期設定に要する費用に限る。）、補助金
- (2) 補助率：3/4
- (3) 1台当たりの導入経費の補助対象額（初期設定に要する費用を含む。）は、以下のとおりとする。
 - ① 移乗介護、入浴支援：10万円以上100万円以下
 - ② 移動支援、排泄支援、見守り・コミュニケーション支援：10万円以上30万円以下
- (4) 1つの施設・事業所に対する補助上限額は以下のとおりとする。
 - ① 障害者支援施設：全ての機器の合計額210万円を限度とする。
 - ② グループホーム：全ての機器の合計額150万円を限度とする。
 - ③ その他事業所：全ての機器の合計額120万円を限度とする。
- (5) これまでの障害福祉分野のロボット等導入支援事業で採択済みの事業所であっても、再度提出が可能。
- (6) 機器の導入経費（購入費用及び初期設定費用）と認められない経費は対象外とする。
対象外となる経費の例は、以下のとおり。
 - ・Wi-Fi 工事等通信環境整備に要する経費
 - ・機器の配送料
 - ・PC、タブレット及びその付属品
 - ・工事費（設置費は可能）
 - ・利用者のプライバシーに配慮されていない監視目的のカメラ
 - ・施設・事業所への設置に際し工事を伴う機器
 - ・補装具等に相当する機器
- (7) リース料や契約料、運用保守費用等期間に定めのあるものについては、年度内に要する経費のみ補助対象とする。
- (8) 導入する機器を当該施設・事業所以外で使用することは、目的外使用となるため認められない。

4 補助対象とする機器

想定される機器の例は、以下のとおり。

- (1) 移乗介護：ロボット技術を用いて介助者のパワーアシストを行う装着型又は非装着型の機器
- (2) 移動支援：障害者の外出をサポートし、荷物等を安全に運搬できるロボット技術を用いた歩行支援機器
- (3) 排泄支援：排泄物の処理にロボット技術を用いた設置位置の調整可能なトイレや排泄のタイミングを予測する装着型のデバイスを活用した排泄誘導機器
- (4) 見守り・コミュニケーション支援：センサーや外部通信機能を備えたロボット技術を用いた機器のプラットフォーム
- (5) 入浴支援：ロボット技術を用いて浴槽に出入りする際の一連の動作を支援する機器

5 採択方針

本事業は、障害福祉の現場においてロボット技術を導入することにより、どの程度介護業務の負担軽減に資するかについての効果を把握するためのものであり、導入機器のニーズや期待される効果を考慮し、予算の範囲内で採択の可否を検討します。

6 提出書類

- 別紙1－2及び別紙1－3（Excel ファイル）
- 複数の業者から徴した見積書の写し（PDF ファイル）
- パンフレット（PDF ファイル）

提出先：shogaishien@pref.kyoto.lg.jp

※提出の際には、障害者支援課 福祉サービス・障害児支援係 075-414-4671 までその旨一報願います。